

中国語教育と社会の変遷について

——旧「満洲」における日本人向け中国語検定試験の歩みを中心として

田 剛・李 素楨

日本では学ばれているいろいろな語学の中で、中国語ほど名称の変わってきたものはないようである。古くは唐話にはじまり、明治になってからは漢語、清語、清国語などと呼ばれ、その後も支那語、華語、満洲語、満語などという呼び方もあった。

それらの名称では、「満洲語」、「満語」は、一見中国にある少数民族の満族が持っている言語のようであるが、実は、そうではなく、中国全土で共通語の漢語（日本では一般に「中国語」と呼ばれている）である。

特に、「満語」、「満洲語」の定着には、「昭和七年三月一日に「満洲国」が成立宣言をおこなった後のことである。それから二、三ヶ月後、大連放送局は、秩父固太郎が放送している「支那語講座」の名称を「満洲語講座」と変えたい旨、秩父固太郎に連絡してきた。これに対して秩父固太郎は、「満洲語」というのは中国語とは別の言語で、中国語を意味しないとして承知しなかった。しかし放送局は国策に従い、「満洲語講座」という名称に変更してしまった」と六角恒広が述べている¹⁾。つまり、「満洲語」或いは「満語」が本格的に登場した時期は「満洲国」の誕生と一致している。そのため、本論文の副題名「中国語検定試験」とする。

旧「満洲」における日本人向け中国語検定試験の成立と展開は、日露戦争の起こった1904年頃から1945年の間に主である。主に関東庁、満鉄、「満洲国」政府の三つの検定機関で行われていた。この間のいろいろな試験問題には四十年の歴史が刻まれており、そこには時代的な変遷、日本の近代中国語教育の姿が見られる。その検定試験の規定の変遷と受験者数の増減に着目して時期区分するならば、次のような区分が可能である。

第一期は発端期で、明治三十七年（光緒三十、1904）～明治四十一年（光緒三

十四、1908)。日露戦争の起こった1904年頃陸軍通訳の採用試験を実施し、明治四十一年（1908）関東都督府による「巡查巡捕通訳兼掌試験規程」、「巡查巡捕特別手当支給規則」が公布され、試験も行ったが、満鉄などの検定試験は未だ行われていなかった。試験問題の内容においてもその種類においても限定された時期であった。

第二期は発展期で、明治四十二年（宣統一、1909）～昭和十二年（康德四、1937）。試験範囲を拡大し、参加人数も増え、各種の検定試験機関が設立され、各種の規程『関東庁所属官署職員支那語奨励規定』、『満洲国』政府『語学検定試験規定』などが出された時期である。また検定試験委員会が置かれ、それが、検定の事務全般を統括することになった。

第三期は最盛期で、昭和十三年（康德五、1938）～昭和十六年（康德八、1941）。1938年改定された十二条『語学検定試験規定』によって、在満日本人の全員に出願資格が初めて与えられ、「国策語学」に従う検定試験制度の整備が完了、受験者数は従来の最高点に達した時期である。

第四期は終焉期で、昭和十七年（康德九、1942）～昭和二十年（康德十二、1945）。太平洋戦争の勃発期と重なった「決戦体制」の下で、「大東亞聖戦」を支持する検定内容を強調した時期である。1945年の敗戦を契機に40年間実施された在満日本人向けの中国語検定試験は中止となった。

以下、紙面の制限のため、上の第一、二期と植民地語学教育像の三つのみを論じる。

1、検定試験の発端期

1) 最初の検定試験

旧「満洲」に居住していた日本人の中国語検定試験は、いつから始まったか、受験者はどのような人々だったのか、先ず、これらを明らかにする必要がある。

かつて三つの説があった。①竹中憲一著『「満洲」における中国語教育研究』の中で、次のように述べている。

「満鉄は業務上の必要から日本人に中国語学習を奨励してきた。明治四十三年四月より沿線各地に設置された実業補習学級は満鉄従業員の中国語習得の場ともなっていた」と。制度として規程した年については「大正四年三月、通訳適任試験制度が始まり、満鉄地方課は以下の通牒を公表した」とある²⁾。また、「満鉄語学検定試験につづいて、関東州においても大正十四（1925）年七月『関東庁と所属官署職員支那語奨励規程』が制定された」とある³⁾。

②六角恒広の著作『近代日本の中国語教育・略年表』の中にも、大正十四年（1925）七月に「関東庁支那語奨励規程」という語学奨励試験を実施したという記述がある⁴⁾。

③盧鴻徳の著作『日本侵略中国東北地方教育史』の中にも関東州より満鉄のほうが早く語学検定制度を設立たと述べている。「1915年3月、満鉄地方課は『翻訳勝任試験制度』を実施した。合格者は地方課から奨励金をもらう」と⁵⁾。

以上、三つの説はいずれも「満洲」における日本人向け中国語検定試験が満鉄語学試験を端緒として、1915年3月から始まったとしている。関東州の試験は、1925年7月から始まったと述べられている。それならば、関東州の語学試験は満鉄語学試験より10年ほど遅れていたことになる。

だが、筆者の調査によると、関東州のある試験が制度化されたのは満鉄より8年間早まった。そのため、以上の三つの説とも指摘すべき疑問点がある。それについて明らかにするために、百年前の試験の問題を例に挙げて分析する。

図1は当時、陸軍の通訳を採用する際に試験で用いられた試験問題である。「左記」という一文は、試験問題集の編集者石山福治が加えた注である。石山氏が収集した27部の試験問題の中で、これだけが年代と試験の場所を記していない。しかし、その「左記」の内容と問題の内容から、試験の実施されていた年代が1904～05年の間であると推定できる。「和文支那俗語訳」の内容は、日本兵士には愛国心があり、且つ勇敢で、国のために戦争を恐れず、万が一ロシア軍に捕虜にされたら自決する覚悟があるというものである。従って、出題の内容から試験の年代も読み取れる。

明治三十七年（1904）2月、日露戦争が始まった。陸軍省は従軍通訳を大量に必要としたので、中国語のできる日本人に採用試験を行った。そしてそれらの従

図1 陸軍通訳採用試験問題

(一) 陸軍通訳採用試験問題

左記は日露戦役當時陸軍省にて行はれたる通訳採用試験問題である(略文)

支那文和譯

本城魚行萬年膏藥店於上月某日失火延燒鄰右各家
控經縣主汪大令判令藥店執事人孔炳羅將保險
銀兩收到後提出一千兩攤派被災各戶孔唯唯遵斷刻
因逾限多日尙未繳銀前晚佈提到案比追孔供此事因
保險行謬稱仍小的失火須俟三個月後方能賠償俟險
銀兩劃下店主已來申向保險行催索求准暫緩大令判
照前斷再減二百惟須從速繳銀以便俾各戶具領不得
再延

和文支那俗語譯

一體日本人ハ眞ニ愛國心ニ富ミ且ツ勇悍デアリマ
シテ出陣ノ首途ニ於ケル精神ト云フモノハ驍カ然
ラツレバ死スト云フ様ナ次第デアリマス夫故兵士
ハ如何ナル者デモ生キテ日本ニ還ルト云フ様ナ考
ハ聊カモ持タナイノデアリマス彼等ノ將ニ上ル所
リハ死デアリマス日本ノ兵士ハ聊カモ戰爭ヲ恐レ
ルト云フ様ナコトハナクシテ已レノ生命ヲ重ンゼ
ズ萬一破レテ捕虜トナリ銃兵ノ手ニ落ルガ如キモ
トアレバ寧ロ自殺センコトヲ希望シテ居リマス

軍通訳の多くは第1線の部隊に配属され、軍の行軍、宿営、偵察などの軍事行動に参加したのである。

周知のようにその時、日本陸軍が中国語通訳を採用した要因は、第一に、中国が主戦場となった地理的關係があり、第二に中国人を装うことでロシア軍營の消息を探ることを容易にするためであった。第二の理由は特に重要だと思われる。当時、日本軍は陸軍特別任務班員の沖禎介、横川省三等の人材を派遣した。しかし、彼らは活動中に身分が露見したために捕らえられ、ハルビン郊外で銃殺された⁶⁾。従って、より中国語に精通した陸軍通訳者の日本人を育成しなければならぬと「急務を痛感」していたのである。

「明治三十六年八月露ノ關係緊迫スルニ際シ北京在留ノ邦人ハ支那語研究ノ急務ヲ痛感シ清国学者ヲ招キ北京東単二条胡同ニ支那語研究舎ヲ創設セリ⁷⁾。その「支那語研究舎」は明治三十六年(1903)に成立し、昭和十二年(1937)にかけての30年間、研究舎より多くの人材を養成し、通訳として従軍させた。

当時の試験は、名目的には「通訳採用試験」であったが、実際には「満洲」で実施された中国語検定試験はそこからスタートしたと考えられる。その後、長い期間にわたり、関東庁でも満鉄でも中国語検定試験の出題形式はそれに準拠するものであった。

図2 明治四十四年試験問題

明治四十四年施行

● 問 題

▲ 支那文和譯

一、東京市與電車會社交渉之結果商定由收買價下減少日金十五萬
元市政會因之將改正各案經大多數贊成通過

二、道封債理項有一點兒要緊的事情若今天有人往那處去就可以
託他拾帶了去若是沒順便的人也可以雇一個人送了去務必今天
送到要緊

▲ 和文支那譯

一、アナタハオ忙シイ様デスガ何シデスカ
人ヲ迎ヒニ参リマス
何方デスカ

某藩國文官デ三時ニハ旅順ニ書カレマスノデ
何ノ省カラ派遣サレテ來ラレルノデスウ

二、此處ノ輸出品ノ重ナルモノハ何シデゴザイマスカ
豆、豆粉、小麦アルモノデゴザイマス、

2) 発端期の区分

先ず、図2の明治四十四年に実施された問題を見てみよう。

この問題は、「陸軍通訳採用試験」より施行された年代が明確に記録され、つまり日露戦争終結から5年目の明治四十四年（1911）のもので、関東庁が出題し受験者は関東庁職員たちであった。出題の形式は「陸軍通訳採用試験問題」と同じような二種類の訳文である。その内容から、大豆の産地であり、且つ交通や通信もかなり不便な東北地区であることが分かる。問題の「支那文和訳」二番では「此の手紙の内には少し許り大事な用向があるから若し今日誰が彼方へ行く人があるなら、其の人に頼んで持つて行つて貰つても宜しいし、若し序の人が無いならば人を一人雇つてそれに持たせて遣つても宜しいが、是非とも今日中に届けて貰はなくてはならぬのである」（筆者訳）と手紙が郵送できないことが中国語で出題されている。言うまでもなく試験問題は正式な歴史の記録ではないが、その当時の交通や産物などの社会状況を若干窺い知ることが出来る。さらにこの行われた訳文だけの試験形式からみると、「文化語学」の習得を目的としているのではなく、「満州」に滞在する生活や仕事などに直結する「実用語学」であること

が分かる。

この試験問題の存在により、当時中国語能力検定試験を受験するため、中国語の速成講習会、実業補習夜校などの成人教育がなされていたことは想像に難くない。即ち、日露戦争直後に中国語を学ばせるために、満鉄、関東庁は実業補習校、夜間語学校などを設置し、学習会も開き、日本人を受講させていた。

上記に引用した「陸軍通訳採用試験」と「明治四十四年施行」の二つの試験問題は百年前に出題されたものであり、筆者が調査した中で最も古い例である。

それでは、なぜ明治四十一年（1908）までを発端期と区分したのか。それは、この年の一月に関東都督府が『巡查巡捕特別手当支給規則』第4号の訓令を公布したからである。

その手当は10段階に分かれており、中国語の語学能力に応じて区分していた。10段階のうち、最も能力に長けた者には30元だったが、最低者には1元しか支給されなかった。しかし、100年前の1元は現在の価値に換算すると相当高額であることを考慮しなければならない。

語学能力別に10段階にも分けられていたのは、当時の社会情勢と密接な結びつきがあったからである。明治四十一年（1908）は日露戦争終結からまだ3年しか経過していなかった。関東軍の軍国主義者は長期にわたる大陸占領を画策しており、そのためには現在の警察のような治安維持を目的とする人材を訓練育成しなければならなかった。10段階の能力別手当の訓令が出された3か月後の同年四月十七日、関東都督府訓令第45号「巡查巡捕通訳兼掌試験規程」が公布された。

その規程の第3条によると、新任の巡查に対し毎年2回、既に就任している巡查には毎年1回の試験を行うと定めているが、必要に応じて臨時試験も行った。試験は筆記と口頭試験に分かれており、各試験で60点以上得点したものを合格と認めていた。しかし、どちらか一方のみが秀でていたとしても、両試験で必要最低点以上の点数を取らなければ、合格とは認められなかった。筆記と口頭両方を課した事から、当時は翻訳と通訳のどちらにも秀でた人材を重要視し、さらに植民地「実用語学」という語学教育の特徴を見て取れる。

その試験の回数、能力別手当の等級、合格に必要な点数などについての訓令を相次いで公布したことから、中国語検定試験は本格的な試験段階に入っていく。

発端時期の検定試験の目的と受験者の身分及び手当金額などを総合的に考慮すると、「満洲」に居住していた日本人に対する中国語検定試験のスタートは、日露戦争の明治三十七年（1904）頃である。その受験者は最初に「陸軍通訳者」であったが、後に治安管理する巡査巡捕、関東庁職員、満鉄従業員などに拡大していった。即ち、中国語検定試験は、日露戦争によって誕生し、「満洲」への占領の過程と共に発展していったことである。

2、検定試験の発展期

本論文では、明治四十二年（1909）から昭和十二年（1937）の28年間を、中国語検定試験の発展期とする。その理由を次の四つの方面から分析していく。

1) 検定試験の目的の更なる明確化

上記のように、最初の中国語検定試験は陸軍通訳者の採用のために実施し、単に日露戦争遂行のためにすぎなかった。後にロシアから関東州租借地区を引き継ぐことになり、その租借地区の社会秩序を管理するため、巡捕や巡査などを対象に中国語検定試験を実施した。大正十一年（1922）十一月十八日、当時の満鉄社長川村竹治は「中国語を習得するのは満洲と内蒙古の各地で各種の文化事業を行うためである」、「日中両国の共栄共存を進めるためである」との訓諭を正式発表した。これにより中国語検定試験の意図が明らかになってきた。

「満洲国」で康徳三年（1936）に検定試験が始まった際、その目的はもはや以前のように簡単な陸軍通訳や、巡捕巡査が関東州を管理するための実的手段だけではなかった。それまでの32年間の満洲侵略の歴史を通して、ついに語学検定が国策の一つに上がったのである。それは、理論と実践の上で「満洲国」の傀儡政権をコントロールすること、さらに朝鮮半島や台湾などの植民地とは違い満洲には「満洲」の特色、つまり日中両国の二つの言語を共通語とする二重国語制を明らかにしたのである。従ってこの「満洲国」の検定試験が始まった1936年から、試験規則や奨励金額、受験方法、条例などのすべての公文書を日中両国語で公布した。

「満洲国」政府語学規定第二条は「検定委員は若干名で政府職員の中から國務總理によって任命される」としている⁸⁾。しかし実際は、検定委員長の菅原時三郎、源田松三及び中国人の留学生の程涛、陳叔達らによって行われた。第一回の試験終了後、程涛は受験生の成績に対しての講評文の中で「私は日本に二十年余り滞在し、この度、語学委員会の委員となった。語学の経験は多くはないけれども、自分の出来る限りの力を尽くし志のある者に貢献したい」と述べ、さらに続いて検定試験の意義を述べている。「古人は他国に入ったらタブーを調べたり、風俗習慣を尋ねなければならないというが、もし言語が通ぜず、例えば、私の言っていることを他人が分からず、他人が答えることを私が理解できなければ、座して機会を失うことになるし、誤解も生じる。これでは一步進むのも難しいし、国家にとっても大きなマイナスとなる。しかるに、語学を学ぶことは、志を持っている人であれば誰でもこれが当面の急務であることを認識している。満洲国の建国の当初に友好国日本の援助を得て、五年以来しっかりと手を携えてともに進んできた。満洲国は日本の資金と人材を必要とし、また日本は満洲の資源と土地を必要としている。しかしながら、言語の障壁のために満洲国の発展が遅滞することを当局者は心配している」⁹⁾。

日本人委員の和泉徳一は検定試験の成績を発表する際に、この検定の意義をも述べている。

満洲国政府がその職員に対して語学試験を施行する目的は、その一部に給與の合理綜合化を図るにあるとも云はれてゐるが、その第一眼目はなんと云つても建国の本義たる民族協和の実を挙げるにあることは今更喋々を要しないところである。

如何に口に民族協和理想的な国家の建設を唱へ揚言するも、日本人にして満洲語を、満洲人にして日本語を解さないならば、その理想は理想に止まるの非難を免かれ得ないであろう、しかし建国創草の間に於てはこの語学力を政府全職員に要求することは困難なことであり、出来ない相談であつた。さりながら将来は将来である、可及的短日月職員全員に語学を習得せしむべきである。茲に語学奨励の発動となり、語学試験の施行となつたのである。即ち近き将来に於て満洲国職員は何れも日滿両語を解し得ることがその資格要件の一となると

図3 四枚の奨励金額表

巡査巡捕特別手当				満鉄語学奨励金額表				支那語塾肄子當月額表					滿洲国語学奨励金額表				
等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額	等級	金額
一等	10	一等	50	一等	20	一等	15	一等	6	一等	12	一等	12	一等	12	一等	12
二等	8	二等	40	二等	15	二等	10	二等	8	二等	10	二等	10	二等	10	二等	10
三等	7	三等	30	三等	10	三等	8	三等	7	三等	8	三等	8	三等	8	三等	8
四等	6	四等	20	四等	7	四等	7	四等	6	四等	6	四等	6	四等	6	四等	6
五等	5	五等	15	五等	6	五等	6	五等	5	五等	5	五等	5	五等	5	五等	5
六等	4	六等	10	六等	5	六等	5	六等	4	六等	4	六等	4	六等	4	六等	4
七等	3	七等	8	七等	4	七等	4	七等	3	七等	3	七等	3	七等	3	七等	3
八等	2	八等	6	八等	3	八等	3	八等	2	八等	2	八等	2	八等	2	八等	2
九等	1	九等	5	九等	2	九等	2	九等	1	九等	1	九等	1	九等	1	九等	1
十等	1	十等	5	十等	1	十等	1	十等	1	十等	1	十等	1	十等	1	十等	1

- (1) 明治四十一年巡査巡捕特別手当表
 (2) 大正十一年満鉄語学奨励金額表
 (3) 大正十四年関東庁所属官署職員語学奨励金額表
 (4) 康德三年(昭和十一年)滿洲国語学奨励金額表

見透して差支へないものと私は信じてゐる¹⁰⁾。

ここで、「滿洲国」語学試験の目的を簡単に述べれば、「日満協和」、「一徳一心」の理想国を建設するためである。このような明らかな政治目的は、「滿洲国」の日中両国語交流の曲折性と複雑性を招き、具体的な手段での「誘導」性をもたらすのである。

2) 奨励金額の変化

図3に挙げるのは四枚の奨励金額表である

上の四つの表を比較してみると分かるように、1枚目からは初期の奨励金制度の未熟さが見て取れる。評価は10段階に分かれ、中国語の水準が一番低い者でも月に1元は受け取ることが出来る。しかし大正十一年(1922)になると満鉄の奨励金はただ四つに分けられ、水準の高い者は50元、低い者は5元である。三年後

の1925年の関東庁職員の奨励金から康德三年（1936）「満洲国」政府が規定する奨励金まで、金額と級は大体同じである。語学検定試験は単純な激励から実質的な奨励の段階に進んだことが分かる。その中で、「満洲国」の奨励金規定は関東庁や満鉄のものとは比べて独自の特徴がある。それは、合格者の級によって特別手当給付の期限が決まることである。特級合格者は五年間、一級と二級合格者は二年間、三級合格者は一年間である。このように規定したのは、より合格者の水準を高めて、さらに継続して学ばせるためであったと考えられる。

3) 検定機関の増加と試験範囲の拡大

従来、関東都督府の一箇所で開催していた『試験規定』が三箇所にまで増えた。即ち満鉄と「満洲国」政府が加わったのである。当初は陸軍通訳試験だったが、警察、政府職員、会社員、教師、通訳、学生などにまで広がった。以下の出題項目を見て分かるように、当時は職業や地域に基づき全く別々に試験を進めていた。例えば、関東庁職員支那語試験、関東庁警察官支那語通訳試験、外務省支那語試験、満鉄中国語試験準備試験、「満洲国」政府語学検定試験、満洲駐屯憲兵隊通訳試験、青島守備軍憲兵通訳筆記試験、大連民生署巡查通訳兼掌資格試験などである。

大正十四年（1925）関東庁の35号訓令は『関東庁所属官署職員支那語奨励規定』を公布した。その中の第三条に、試験参加者は官署長官の推薦方式である、とあり、これは今までになかった規定である。この規定から私達はこの試験の厳粛さ、さらには検定に参加する職員が比較的多かったことを知ることができる。大正十一年（1922）十一月の満鉄の『語学検定試験規定』と関東庁の規定とを比較すると、さらに中国語の発展期の受験者の範囲拡大がわかる。その第八条にも書いてあるように、出願者は履歴書を書き学務課長に提出する必要がある一方、満鉄の職員が応募するときには、所属の長官の推薦が必要となる。依って、満鉄の語学検定試験は社会に向けて開かれており、普通の在満日本人も満鉄の組織する検定試験を受けられたことがわかる。

特に指摘しなければならないのは、康德三年（1936）六月一日の「満洲国」政府語学検定試験の登場である。國務院総理大臣張景恵が署名した十項目『語学検

定試験規定』の公布だけでなく、皇帝溥儀の「朕は参議府への諮問を通して語学特別手当の給付に関して書いた文書を公布することを裁可する」と言う特別手当に関する公文書までも公布された。この公文書に押された皇帝の玉璽は国家最高権利の認可を象徴するものであった。傀儡であったにせよ、皇帝の玉璽が押されたということは、満洲で実施された日本人の中国語検定試験が当時、国家級の最高待遇を得られたということを表しているのである。即ち語学検定は「満洲国」の建国における「国策」の一つであったことが分かる。

4) 各種中国語検定に関する参考書の出版

『中国語関係書目』によれば、幕末明治初年以來太平洋戦争終結までの80年ほどの間に教科書、参考書、会話自習書など総計1400点の中国語関係書が刊行されており、そのうちの昭和元年(1926)から、昭和二十年(1945)までの20年間に、刊行されたものが約800点、六割近くを占めると六角恒広は述べている¹¹⁾。800点の中で検定試験に関する過去問題集や、試験対策などの書物は相当の量を占めている。この時期、満洲では様々な中国語検定問題集が出版された。例えば『支那語模擬試験問題集』、『関東庁、満鉄語学検定試験問題と詳解』、『最新満洲帝国文官試験受験方法解説』、『最新満洲帝国文官試験受験仔細問題全集』、『最新満洲帝国高等文官試験問題模範解説』、『満洲国政府語学問題及び解答全集』、『語学奨励模擬試験問題集』、『満洲国入学試験問題詳解』、『満洲国政府語学検定試験問題集』、『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』、『満洲国政府語学検定試験満洲語・満鉄語学検定試験支那語・関東局支那語・筆記試験問題と解釈』、『満洲国大学専門学校入学試験問題解説』などがある。その中で、昭和九年五月に出版された『語学検定試験問題集』の序言の中で著者である幸勉は「満洲国の成立と共に支那語の研究が盛んになってきた。即ち国民が大陸に向かって発展した証である」と述べ、さらに序文で「語学検定は登竜門であり、受験者は年々増えていくことだろう…」と述べている。そして、彼は「満洲国」が成立した「三月一日」に取り急ぎ序文を書き、自ら精選した6000題の問題と、300回分の模擬試験を出版した。その内容は全て三級四級の初級水準問題であった。これは、以後中国語検定試験が最盛期を迎え、初級受験者の激増の基となる。多くの問題集の中でも

大連善鄰社主編、中谷鹿二編集の問題集の発行数が最も多く、彼は関東庁、満鉄、「満洲国」の三箇所の試験問題を年度に応じて収集し、一字一句の詳細と標準解答を作り、受験者が出題傾向、範囲、程度を把握し、合格するための優れた指導教材とした。これは、当時「受験者必読の良書、中国語研究のガイドライン」と賞賛された。

これと同時期に雑誌も次々と創刊された。例えば、『日本語・満洲国語』、『受験旬刊』、『善鄰』、『在満日本教育会報』、『中国語月刊』、『支那語雑誌』、『年刊満洲』、『満洲教育』などである。その中でも、月刊『善鄰』の影響が最も大きかった。その主編の中谷鹿二は「本刊は創刊以来多くの困難があったが、しかしそれをもって支那語雑誌の中で最も古く、最も堅実な地位と誇りを得、同時にたくさんの読者の支持を受けることが出来た」と述べている¹²⁾。『善鄰』は在満日本人の中国語の独学及び検定試験受験に対する指導的役割を果たした。ほぼ毎号に模擬試験問題を載せ、それに対して隔月号で読者自身の優れた解答、及び賞を取った者の名簿が掲載された。賞の獲得者は賞品の「図書券」を利用して「善鄰」の出版した各種書籍を無料で購入することが出来た。

その他に、この時期からは試験の形式が以前よりも多様化した。満鉄には「予備試験」と「本試験」があり、関東庁には甲種試験と乙種試験があった。「満洲国」康徳三年の第一回試験は一次試験のみであったが、康徳四年には一次試験と二次試験の二回に変更した。一次試験を合格しなければ二次試験を受ける資格が無いのである。しかも全国各地に試験会場が開設されたが、それぞれの試験問題は同一のものではない。しかし、同級の試験の水準は同じ程度であった。

図4 検定試験対策の雑誌『善鄰』



検定試験の出題の標準化について、関東庁、満鉄、「満洲国」政府はそれぞれ規定を制定し公布している。満鉄の出題の程度及び標準は下記の通りである。

四級——「急就篇」の受け答え程度を標準とした会話、書写、読み方、作文、
中日文相互翻訳

三級——「急就篇」の程度を標準とした会話、筆記、読解、作文、中日文相互
翻訳

二級——「宮話指南」の程度を標準とした会話、筆記、読解、作文、中日文相
互翻訳

一級——1、「談論新篇」程度を標準とした会話、筆記、読解、作文、中日文
相互翻訳

2、簡単な現代文、書簡文の解読

特級——1、一般的な現代文の本、新聞、雑誌を標準とした会話、筆記、読解、
作文、流暢な中日文相互通訳

2、新聞、雑誌の記事論説等の解読

3、現代文及び書簡文の書写

中国語の検定試験が発展するにつれて、当時の警察や軍隊などでも中国語の訓練機関が作られた。1932年瀋陽で「中央陸軍訓練所」が設立され、各陣営にも同じような訓練所が設置された。その他、前後して「憲兵訓練所」、「憲兵獣医訓練所」も設立された。また、中国東北の抗日勢力を「討伐」するために、警察訓練所も設立された。そのため、『警察用支那語』、『憲兵必須の満洲語読本』等も出版された。

3、植民地語学教育像

最後に、旧「満洲」時代に日本人向けに実施された中国語教育は、一種の自立的な文化語学ではなく、主に植民のための語学であった。その時代における政治、軍事、特に日本の植民地の史録でもある。

筆者が目を通した中国語検定試験の問題にはおおよそ次のような傾向が見られ

る。

初級レベルの問題は生活用語、日常的な問題が多い。上級レベルの問題は文章用語、政治に関する問題が多い。時代から区分すると「満洲」建国前と建国後では全く違う。下に例を挙げて説明する。

人在世上生活、無論甚麼人離不開衣食住這三個字、衣就是人々得穿衣裳、食就是人々得吃飯、住是人々得有住處、至於穿好穿歹、吃好吃歹、住高樓住草房、那是看他自己的境況了¹³。(支語和訳) (凡その人間は何人を問はず此世に生活する以上衣食住の三文字から離れることは出来得ない、衣それは誰でも著物を着ねばならず、食それは誰でも食物を喰べねばならず、住それは誰でも住居が無ければならぬ、そして綺麗な着物を着るか粗末な着物を着るか、或いは旨い物を喰べるか拙い物を喰べるか、或いは高樓に棲むか茅屋に住むかに至っては要するに其の人々自身の境遇に因つて分れる訳である。)

您是我們的老照顧主兒了。買甚麼也不能多要價兒、並且您要看看這是甚麼東西。您要嫌這個價錢大、我們這兒也有便利點兒的、可是您一看兩下裏再一比、就知道我們要謊沒要謊了。我看您還是留這好的罷¹⁴。(支語和訳) (貴方は私共の古いお華客ですから、何をお買いになつても余計な代価を戴くことは出来ません。そこで、先ず是は如何な品物であるか一つ御覽を願ひます。尤も貴方の方では是の値段が張過ぎてお気に召さぬやうでしたら、私共の所にはもう少しお安いのも御座いますけれど一度御覽になつた上で、両方をもう一遍御較べになつたら私共が懸値を申上げて居るか居ないかすぐお分りになることと思ひます。私の考では、やはり此の好い方を御取りになつた方が宜いと思ひますがね。)

今年貴處的年成怎麼樣、我前幾天聽個朋友說、莊稼今年長的倒不大難、在前半年缺點兒雨、到了六七月裏、雨又太勤了點兒、後來又刮了兩場大風、我想無論如何、必不能像去年那個年景了罷¹⁵。(支語和訳) (今年、貴方の所の作柄は如何な風ですか、数日前一人の友達が来ての話には今年の農作物の成育し方はまあ可なりな方で前半は雨が少しく足りなかつたが六七月になつてからは却つて雨が多過ぎた位で甚後二度も大風が吹いたと言ふ事でしたから結局どんな

ことがあつても私は去年のやうな作柄には参るまいと思ひます。

以上3つの引用文は全て大正十五年(1926)関東庁所属官署職員の「支語和訳」の問題である。この内容の1題目は「衣食住」という人間にとって必要なものであり、2題目は商売をするときの値段交渉であり、3題目は農作物の収穫と天候の内容である。この3つの問題は政治や軍事の内容とは関係がないということができる。次にこれらの問題とは異質なものを挙げる。

満洲国協和会は満洲国

政府と相表裏して満洲国創建の理想達成に努力貢献する団体なることは屢々公表された所である。而してその実績を挙ぐる方法に関しては会自身においても慎重研究を重ね七月二十日の理事会で之が綱領を決定した。その内容は何れも満洲国創建の理想に関し且つその実現に必要な事項であつて、之れによつても満洲国の創建が従来普通に行はれた国家の建設とはその目的と動機とを全然異にするものなることを知ることが出来る¹⁶⁾。(日語満訳)

満洲事変記念日或は御訪日回鑾宣詔記念日など、日満両国共通の記念日に満洲国で行ふ建国体操を今回日本でも行ふことになり文部省が力を入れてこれを実施することになつた。建国体操を通して日満両国民の精神的結合を期待する

図5 「満洲国」検定試験一等作文のタイトル

- | | | | |
|---|----------------|--|----------------|
| <p>一、官史之本分
二、民族協和論
三、移民實邊論
四、試述哈爾濱商業之概況
五、滿俄之關係
六、官吏與人民
七、試言蒙古民族之習慣
八、試言國防之意義
九、道徳與法律
十、擬與熱河省提案之方案
十一、試言滿鮮之關係
十二、建國前奉天之回顧
十三、滿洲國財政與關稅
十四、儉以養廉</p> | <p>作
文</p> | <p>一、參贊團鑾劉民留書後
二、日滿談定誓之意義
三、日滿提携與東亞之和平
四、防我與國防
五、對我國將來之希望
六、治亂政策
七、試述日滿兼三國之關係
八、窮濟安東省匪患之方案
九、試述治外法權權廢之意義
十、王道政治存在保民論</p> | <p>作
文</p> |
|---|----------------|--|----------------|

滿洲日一等作文

此の計画が愈々健全なる発達を遂げ一徳一心の発揚において至大の効果を収むることを期待してやまない¹⁷⁾。(日語満訳)

満洲國是以王道為目的、想要建設和平樂土、我們生在這個時候兒、真是榮幸的很、可是滿日兩國的人民總得彼此親善、除去隔膜那王道樂土才能實現哪¹⁸⁾。

(満語日訳) (満洲国は王道を目標とし、平和樂土を創建するものです。私たちはこの時代に生存でき大変光榮ですが、滿日兩國国民は、互いに親善を図り、わだかまりをなくさなければ王道樂土を実現することは出来ません。)

以上、「満洲国」成立後の試験問題である。この一例だけではなく、試験問題の中の「書取」であれ、「支那語日訳・和文漢訳」であれ、殆ど「日滿親善」や「東亜共榮」、「王道樂土」などの内容で、「作文」の問題さえも植民教育の論題である。

その「回鑾訓民詔書」の原文は、次の内容である。「今次東渡、宿願克ク遂ク。……民心ノ君ヲ尊ヒ、上ニ親ム、天ノ如ク地ノ如ク、忠勇公ニ奉シ、誠意国ノ為メニセサルハナシ。……朕今躬カラ其ノ上下ニ接シ、咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ、同シク道合シ。依頼滄ラス。朕日本天皇陛下ト精神一体ノ如シ。爾衆庶等、更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ体シ、友邦ト一徳一心、以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ、東方道德ノ真意ヲ發揚スヘシ……¹⁹⁾。

その日滿「一徳一心」不可分の建国精神及び「民族協和」の精神の下で、中国東北人民に奴隸化教育を行いながら、在「滿」日本人に皇民教育を行った。次の試験問題からその一端を窺い知ることができる。

自從九一八事變以後、日本堂々正々以仁義的武力扶助滿洲国成立、並且拳国一致尊重滿洲国独立的尊嚴……²⁰⁾。(満語日訳) (満洲事變以後、日本は正々堂々と仁義の武力を以って満洲国の成立を支援し、更に拳国一致で満洲国独立の尊敬を尊重し……。)

在滿日本人も滿洲国の一員として他民族を指導誘掖する覚悟を益々強固にしなければならぬ……²¹⁾。(日語満訳)

日本皇軍以陸海空防務為天職、忠君愛國為其唯一之精神、其於戰術訓練規律嚴明固無論矣、且其持節杖義負有捍衛東方民族之大責任、誠不愧為王者之師焉²²⁾。(満語日訳)
 (日本皇軍は陸海空の防衛任務を以って天職となし、忠君愛國を唯一の精神となし、戦術訓練の厳しさは言うまでもない。皇国の大義の下、東方民族を防衛する責任を負っている。誠に王家の軍隊に愧ないものである。)

図6 満洲建国・開拓



満洲国協和会の綱領により行動する所以は理想満洲国を完成することであって、同時に世界全人類のために模範国

を現出することである。この運動が普通の政治工作とは異なり容易にその効果を挙げ得ないことは始めより覚悟すべく指導者の絶大なる努力によってのみその効果を期し得べき物と思ふ。吾人は此の大事業に猛然と立ち上がりたる指導者の抱負と意氣とに多大の敬意を表すると共に遺憾なくその成果を発現せられんことを期待するものである²³⁾。(日語満訳)

これらの試験問題は皇民化教育の有効的な教科書と言えるだろう。ある「作文篇」には、「我愛満洲国好像愛我的身體一般」(私は満洲国を自分の身体のように愛している)という言葉がある²⁴⁾。この作文を文字どおり受け止めるならば、「日満一体」の理念は在満日本人の心の中に根を下ろすことになるだろう。

当時、皇民を練成する目的から、極力さまざまな方法がとられていた。例とし

て、「学生成績証」は「皇民練成証」に改称されたり、また、皇帝の「詔書」を「拝読」しなければならず、時間どおり「朝礼」を開き、東方の方向を向いて、日本国天皇に「遥拜」をする。中国語検定試験は、特に「満洲国」の中、高級試験問題が在満日本人の視点を「満洲国」支配の方向に転換させる手段であったと言っても過言ではないと考えられる。

注

- 1) 六角恒広著『漢語師家伝』、東方書店、1999年、PP307-308
- 2) 竹中憲一著『「満洲」における中国語教育研究』、柏書房、2004年、P329
- 3) 前掲『「満洲」における中国語教育研究』、P339
- 4) 六角恒広著『近代日本の中国語教育・略年表』、不二出版社、1984年、P278
- 5) 芦鴻徳氏編『日本侵略東北地方教育史』、遼寧教育社、1995年、PP749-750
- 6) 那須清著『旧外地における中国語教育』、不二出版社、1992年、P84
- 7) 『北京興亜学院一覽』、昭和十五年（1940）
- 8) 國務院総務庁人事処編『満洲国語学試験問題集』の付録『講評篇』、文明社、康德四年、P21
- 9) 前掲『満洲国語学試験問題集』の付録『講評篇』、P21
- 10) 前掲『満洲国語学試験問題集』の付録『講評篇』、
- 11) 藤井省三著『東京外語支那語部』、朝日選書、1992年、P86
- 12) 前掲『善隣』第12年10号、P50
- 13) 前掲『注釈関東庁・満鉄支那語奨励試験問題集』、「関東庁及所属官署職員支那語奨励試験問題及注釈」旅順之部、大正十五年（1926）十一月、P307
- 14) 前掲『注釈関東庁・満鉄支那語奨励試験問題集』、「関東庁及所属官署職員支那語奨励試験問題及注釈」旅順之部、大正十五年（1926）十一月、P307
- 15) 前掲『注釈関東庁・満鉄支那語奨励試験問題集』、「関東庁及所属官署職員支那語奨励試験問題及注釈」旅順之部、大正十五年（1926）十一月、P307
- 16) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、P219
- 17) 前同
- 18) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、P201
- 19) アジア学叢書55『現代支那満洲教育資料』、大空社、1998年、P415
- 20) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、P217
- 21) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、P218
- 22) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、P172
- 23) 前掲『満洲国政府語学検定試験問題集』、PP227-228
- 24) 藤井省三著『東京外語支那語部』、朝日選書、1992年、P152